

中野区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（素案）の概要

第1章 促進計画策定に関する基本的事項

第1章_1 中野区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置に対する取組

（1）中野区における脱炭素化の取組

中野区は、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指し、「中野区ゼロカーボンシティ宣言」を令和3年10月に行った。

中野区の二酸化炭素排出量の内訳をみると、民生家庭部門及び民生業務部門排出量が全体の約8割を占めており、目標を達成するうえで、区内の建築物の省エネ及び再エネ利用の取組を加速させ、家庭及び事業所のエネルギー使用量を削減することが特に重要となる。

区が掲げる「区から排出される二酸化炭素排出量を2030年度までに2013年度比46%削減、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」という目標達成に向けて、区が取組内容や削減効果、取組の方向性等を示す「中野区脱炭素ロードマップ」を令和6年6月に作成した。

また、現在、第5次中野区環境基本計画の策定に向けた検討を進めており、中野区脱炭素ロードマップの内容を引継いでいく。

2050年に区内の二酸化炭素排出量実質ゼロの実現や脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現に向けて、気候変動の緩和策（脱炭素化）と適応策に、区民、事業者と一丸となって取り組んでいく。

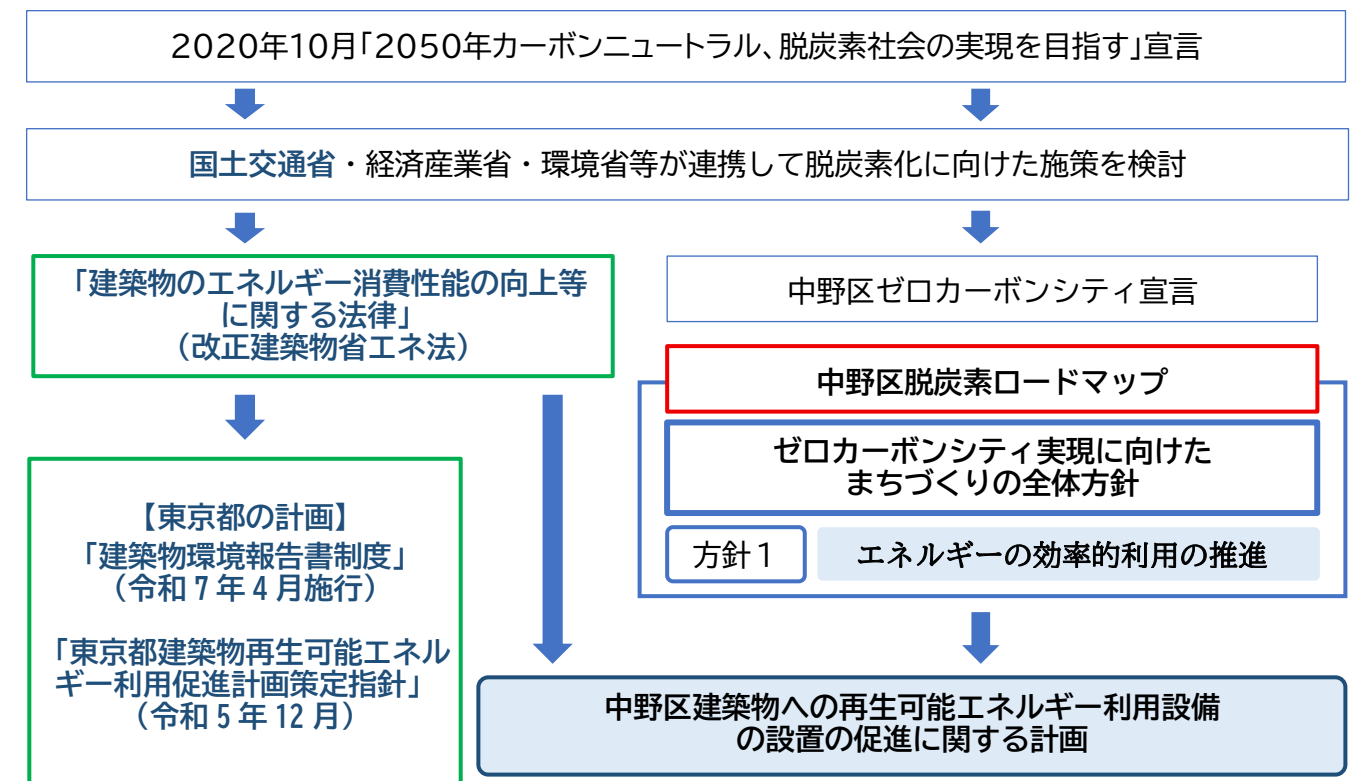
（2）中野区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画の目的

民生家庭・民生業務部門の二酸化炭素排出量の大幅な削減に向けては、日常的な省エネ行動に加え、建物の高断熱化、設備機器の高効率化、再生可能エネルギーの利用を促進していくことが必要である。

また、区民一人ひとり、個々の事業者による、省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、持続可能な資源利用など、暮らし、事業活動の脱炭素化に向けた意識を醸成し、行動変容を促進していく。

以上を踏まえ、「中野区脱炭素ロードマップ」で定めたまちづくりの全体方針に基づき、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第60条第1項の規定による「中野区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（以下「促進計画」という。）」を定め、住宅等の建築物における省エネ及び再エネ利用の取組を推進させることを目的とする。

【計画の位置づけ】



（3）促進計画で定める建築物再生可能エネルギー利用促進区域内で適用される措置

促進計画に、建築物再生可能エネルギー利用促進区域（以下「促進区域」という。）の位置及び区域、設置を促進する再エネ利用設備の種類並びに再エネ利用設備を設ける場合の特例適用要件に関する事項等を定めることで、当該区域において、建築士による説明義務制度や形態規制の合理化のための特例許可等の様々な措置が適用される。

表 建築物省エネ法と促進区域内で適用される措置

建築物省エネ法の条番号	促進区域内で適用される措置
第61条	自治体の努力義務(建築主への支援)
第62条	建築主の努力義務(再エネ利用設備の設置)
第63条	再エネ利用設備に係る建築士による説明義務
第64条	建築基準法の特例許可

第2章 促進計画に定める事項

第2章_1 促進区域の範囲と再エネ利用設備の種類

(1) 中野区における促進区域

促進区域は、「中野区全域」とします。

目標達成に向けて区内全域での取組が必要なため、中野区内全域を促進区域として定めます。

(2) 設置を促進する再エネ利用設備の種類

「太陽光発電設備」及び「太陽熱利用設備」とします。

本制度が対象とする再エネ利用設備とは、太陽光・太陽熱・風力・水力・地熱・バイオマス等が該当しますが、中野区における本制度で対象とする建築物への再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の種類は、区内で一定のポテンシャルが見込めること、本制度の特例許可制度により屋上及びカーポート等への設置促進が見込まれること、東京都の建築物環境報告書制度により事業者へ設置の義務化がなされることなどを鑑み、太陽光発電設備及び太陽熱利用設備とします。

第2章_2 促進区域内で適用される措置

(1) 再エネ利用設備に係る建築士による説明義務

説明義務の対象となる建築物の設計委託を受けた建築士は、再エネ利用設備の種類や規模を建築主に説明する義務が生じます。設備導入の意義やメリット、設置費用等について、建築主が建築士から説明を受けることにより、再エネ利用設備の設置促進が期待できます。

別途、説明義務の対象となる建築物の用途・規模を定める条例を制定します。

【説明義務の対象とする建築物】

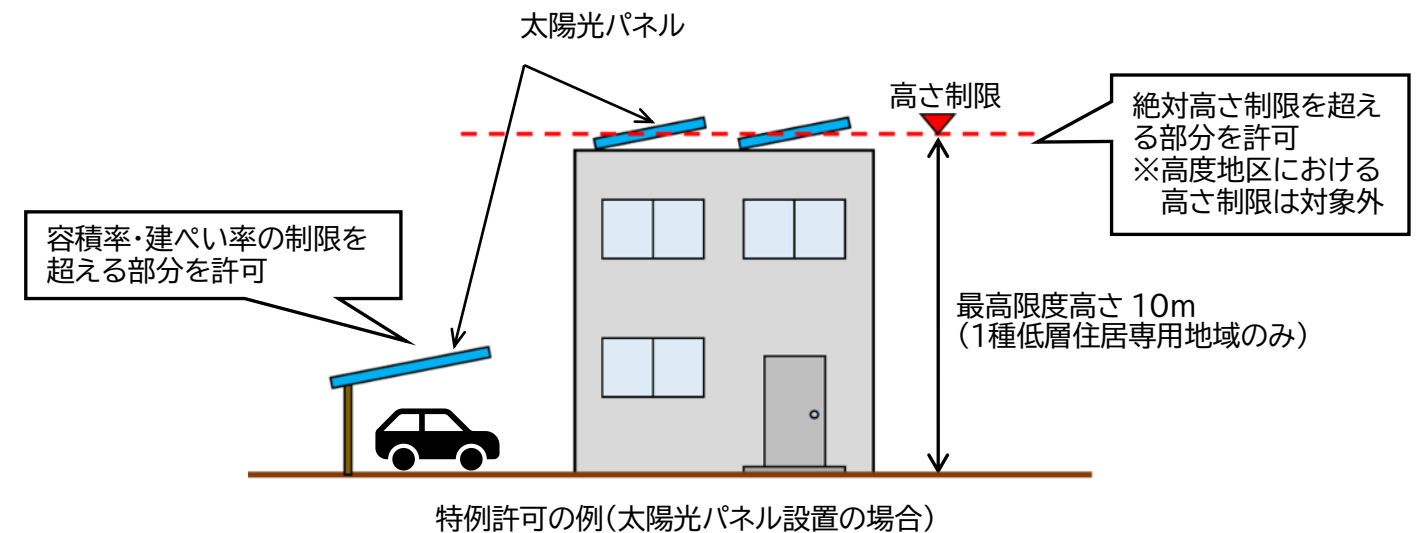
- ・用途 文化財等及び仮設建築物以外のすべての建築物
- ・規模 建築する床面積の合計が10平方メートルを超える建築物

(2) 建築基準法の特例許可

区域内の建築物に対して、建築基準法における容積率、建ぺい率や高さ制限の特例許可を受けることを可能とするための要件を定めます。

特例許可を受けることにより、高さ制限等を超える場合であっても、太陽光発電設備等の再エネ利用設備の設置が可能となります。

具体的な許可基準については、中野区建築審査会等に意見聴取を行い、改めて決定します。



第2章_3 再エネ設備設置促進及び啓発・普及促進に関する事項

(1) 建築士への支援

建築士が建築主へ再エネ利用設備の説明を行う際に活用できるリーフレットを作成するなど、建築士が適切に説明を行えるように支援します。

(2) 建築主への支援

再生可能エネルギーの利用促進や省エネに配慮した設備などを導入する区民等に対して、既存の助成制度を活用し、導入に係る費用の一部を助成します。

(3) リーフレットや普及啓発講座等による情報提供

区民向けに本制度の内容や再エネ利用設備導入の効果、各種助成制度等を案内するリーフレットを作成・配布するとともに、普及啓発講座等において情報提供を行います。

(4) 再エネ利用設備の適切な維持管理に関する配慮

発電性能等を維持し、安全に太陽光発電設備や太陽熱利用設備を使用するためには、定期的な点検等を行い、適切に維持管理していくことが重要であることから、建築主に対して維持管理に関する啓発を行います。

(5) 東京都で行っている支援や啓発・普及促進に向けての取組への誘導

東京都では再エネ利用設備導入に対する支援、再エネ設備導入のメリットや意義の周知等を実施しており、中野区の促進区域においても、積極的な活用を啓発していきます。